

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、尾道市立大学大学院学則（平成24年規程第2号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、尾道市立大学大学院経済情報研究科（以下「研究科」という。）において必要と認める事項について定めるものとする。

2 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、尾道市立大学大学院経済情報研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の審議を経て学長が定める。

(専攻)

第2条 研究科に、次の専攻を置く。

専攻 経済情報専攻

第3条 削除

第2章 教育方法等

(教育課程)

第4条 教育課程は、尾道市立大学大学院授業科目履修規程（平成28年規程第206号）別表第1第1号（以下「別表」という。）のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、必要に応じて別の授業科目を開設することがある。

(履修方法)

第5条 学生は、前条に定められた授業科目から30単位以上を修得しなければならない。

第6条 各学期に開設する授業科目及び授業担当教員名等は、年度始めに発表する。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期間内に履修登録しなければならない。

2 学生が、学部の授業科目を履修しようとするときは、学部の定めるところにより履修するものとする。

(教育方法の特例)

第8条 研究科では、社会人の勤務形態に応じた履修を可能にするため、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例を実施する。すなわち、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条 研究科では、職業を有している者等を対象として、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して課程を修了できる。

2 長期履修の取扱いに関する規程は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 入学した者が、既修得単位等の認定を申請した場合には、当該既修得単位等が10単位を超えない範囲において、研究科において修得したものとして認定することができる。

2 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学後2か月以内に、研究科長に申請しなければならない。

(研究指導)

第11条 研究科委員会は、各学生が出願時に届け出た指導教員の希望を考慮して指導教

員を定める。

- 2 学生が指導教員の変更を希望するときは、指導教員の許可を得て、研究科長に願い出て、研究科委員会の承認を得なければならない。

第3章 課程の修了要件

(修了要件)

- 第12条 修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。

(成績評価)

- 第13条 各科目の成績評価については、次のとおりとする。

- (1) 各科目の成績評価は、筆記試験、レポート、論文、演習発表の成果等により行う。
(2) 成績表示は5点満点の整数で行い、2点以上を合格とし、1点を不合格とする。評価・表示の具体は、次のとおりとする。

成績表示		100点満点の場合
秀	5	90点以上
優	4	80点以上
良	3	70点以上
可	2	60点以上
不可	1	60点未満

(修士論文)

- 第14条 学生は、別に定めるところにより修士論文を、指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

- 第15条 研究科委員会は、それぞれの修士論文の審査のため、審査員3人からなる審査会を設ける。

- 2 審査会は、当該学生の指導教員を主査とし、研究科の教員2人を副査とする。
3 その他審査について必要な事項は、別に定める。

(最終試験)

- 第16条 学生の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の修士論文を提出した者について行う。

- 第17条 最終試験は、原則として口述試験により行う。

- 第18条 最終試験の実施日時及び方法は、研究科委員会の議を経て発表する。

(授与学位)

- 第19条 授与学位は、修士（経済情報）とする。

第4章 入学、退学、休学、転学及び再入学

(入学、退学、休学及び転学)

- 第20条 入学、退学、休学及び転学については、所定の手続を行い、学長の承認を得なければならない。

(再入学)

- 第21条 途中で退学した者で、再入学を志願する者は、学長に願い出ることができる。ただし、入学の時期は、学期の始めに限る。

- 2 再入学を志願した者には、必要に応じて学力試験を行うことがある。

第5章 教員免許

(教員免許)

- 第22条 学生が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行

規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の専修免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

専攻	免許状の種類	免許教科の種類
経済情報	高等学校教諭専修免許状	商業

2 前項の授業科目及び単位の修得方法等については、別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月26日規程第184号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月22日規程第214号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。